主 文

- 一 債務者は別紙標章目録1ないし5の標章を、乾海苔、焼海苔、味付海苔その他の海苔製品並びにその包装袋、瓶、包装箱、罐等一切の容器及び包装紙に附し、又は、右標章を附した海苔製品並びに容器及び包装紙を譲渡し、引渡してはならな
- 債務者は別紙標章目録1ないし5の標章を前項の海苔製品に関する広告、定価
- 表及び取引書類に附して展示し又は頒布してはならない。
 三 別紙標章目録1ないし5の標章を附した第一項の海苔製品並びに容器及び包装

紙に対する債務者の占有を解いて、東京地方裁判所執行官にその保管を命ずる。

・ 執行官は、債務者の申出があるときは、右保管物から前記標章を抹消させた上、 右保管物を債務者に返還しなければならない。

< 88463 - 001 >